



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

申請まだの事業者様はお急ぎください！

「兵庫県中小企業事業再開支援金」については、ご存じでしょうか？

兵庫県に事業所のある中小法人・個人事業主向けに、感染防止対策に一定金額（法人 20 万円 また 40 万円・個人 10 万円または 20 万円）以上の支出をした場合、支援金が支給されます。

令和 2 年 4 月 7 日から令和 2 年 9 月 30 日の間に発注（契約）、納品、支払した下記の経費が対象となります。支給には申請が必要であり、予算上限に達すると終了となりますが、7 月末時点で事務局に問い合わせたところ、今のところまだ余裕があると聞きました。

対象となる事業者様は、申請をお急ぎください。申請は書面を作成して郵送となります。不明点等あれば、幣所担当者まで至急ご連絡ください。お手伝いをさせていただきます。

※詳細につきましては、兵庫県のホームページをご覧ください。

【支給金額】

県内に 1 事業所の場合 法人 20 万円 個人 10 万円 ※この金額以上の支出が必要です。

県内に 2 事業所以上の場合 法人 40 万円 個人 20 万円 ※この金額以上の支出が必要です。

【補助対象経費の例】抜粋

○従業員のためのマスク ○消毒液 ○消毒液用スプレーボトル ○除菌ウェットティッシュ ○漂白剤 ○空気清浄機のフィルター ○その他除菌効果のある資材 ○サーモグラフィー ○非接触型体温計 ○飛沫感染防止対策のためのアクリル板 ○パーティション ○空気清浄機 ○掃除機（空気清浄機能付き）○加湿器（空気清浄機能付き）○エアコン（換気や空気清浄、除菌機能付き）○扇風機 ○サーキュレーター ○除菌の状況を確認するための機器 ○消毒液等を生成する機器 ○足踏み式消毒液スタンド ○キャッシュレス決済機器 ○テレワーク導入のために必要な費用（パソコン、タブレット、WEB カメラ、モニター、マイク、ヘッドフォン、スピーカー、Wi-Fi ルーター、専用システム等購入費、インターネットや電話回線導入費や初期契約費、初期設定費）○事業所内の換気設備の導入工事（換気や空気清浄、除菌機能付きエアコンを含む）○換気対策を目的とした窓やドア等の増設や修繕工事 ○密の防止を目的に行った事務室内の壁の改修工事 ○換気扇の導入・更新工事 ○空気清浄機付きエアコンや換気ダクト等の清掃や除菌加工 ○非接触型のトイレ工事一式（非接触型の便座、洗浄、洗面用水栓）○壁等の抗菌加工コーティング ○事業所の消毒作業委託に要する経費 ○感染拡大防止を呼びかける内容が記載されたホームページのデザイン外注費 ○空気清浄機、換気設備のリース料 ○感染防止対策済みであることを告知するためのチラシ、ポスターの印刷費



情報

P2

納税猶予の活用をご検討ください！

新型コロナウイルスの影響で売上等が減少し、その結果、資金繰りに支障をきたしている事業者様が多く見られます。日本政策金融公庫や民間金融機関の特例金融支援を検討することはもちろんですが、消費税や法人税、所得税などの納税額が大きい事業者様は、同時に納税猶予の特例も検討しましょう。

納税猶予の対象者は次の①②のいずれも満たす方になります。（個人・法人、規模は問いません。）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少している。
- ② 国税を一時に納付することが困難である。

この場合、所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます（新型コロナ特法第3条）。特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。

特例の対象となる国税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税・法人税・消費税等ほぼすべての税目です。（印紙で納めるもの等は除きます。）特例を利用するには、納期限までに税務署への申請が必要となります。申請には納税の猶予申請書（特）のほかに、売上帳などの「収入や現預金の状況がわかる資料」の提出が必要とされています。

今般の新型コロナウイルスの流行とその企業財政への影響を考慮してか、税務署としても柔軟な対応をしているようです。実際に弊所で申請を行った際には、収入減少要件も必ずしも20%以上が必須ではなく、それに近い数値でも可能であったり、申請そのものも通やすくなっている印象を受けました。

納税猶予はあくまで猶予ですので、先延ばしをしているだけで意味がないと言われる方も多いのですが、例えば前事業年度が業績好調で、予定納税が多額になるようなケースについて、当事業年度はコロナ等の影響で業績が悪化することが明らかな場合は、納税猶予を受ける効果が高いのではないかと思います。ちなみに予定納税の猶予を受けた場合は、猶予期間は納期限から1年ではなく、その事業年度の確定納付の期限となります。本来であれば予定納税を多額に納付して、確定納付で差引した過納額の還付を受けるのが原則なのですが、その間の資金の一時的な流出を防ぐ効果があります。

申請は電子申告が可能であり、弊所のお客様については申請後のヒアリング等の対応は弊社で行いますので、資金繰りにお困りの方は弊所担当者までご相談ください。（記事担当：井上）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



FAX INFORMATION

Vol.288 2020 / 8 月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



P3

情報

家賃支援給付金の申請がスタートしました

令和2年7月14日から「家賃支援給付金」の申請受付が開始されました。「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対して、店舗等にかかる賃料の負担を軽減するために支給される国の支援制度です。

□申請期間

令和2年7月14日(水)～令和3年1月15日(金)まで

□給付の対象となる事業者

- ・令和1年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・令和2年5月から令和2年12月までの間で、新型コロナウイルスの影響により、以下のいずれかにあてはまること。

①いずれか1ヵ月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている。

②連続する3ヵ月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている。

□給付額

申請日の直近1ヵ月以内に支払った賃料をもとに算定された金額が給付されます。

※賃料の減額や猶予を受けている場合は、元の水準に戻った後に申請を行えば、元の水準を対象として給付金が受け取れます。

□給付額の算定方法

申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額の6倍が支給されます。

(法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円が一括支給)

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+ [支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+ [支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

□給付額の算定根拠とならない契約

- ・転貸を目的とした場合
※一部転貸の場合は、自らが使用・収益する部分については、今回の給付の対象となります。
- ・貸主が借主の役員である場合や、貸主と借主が親会社・子会社の関係である場合。
- ・貸主と借主が配偶者または一親等以内の取引。

詳しくは、家賃支援給付金 HP をご覧いただくか、弊所担当者までご相談ください！

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX